平成２１年（フ）第３１７７号
愛知県小牧市小牧１丁目51番地　城山ハイツ１－Ｄ号
債務者　佐藤　啓子（旧姓東）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２１７号
名古屋市緑区浦里１丁目10番地の３　佐塚ビル203号
債務者　大空　正和（旧姓北野澤）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３３２号
名古屋市中区丸の内２丁目18番22号　三博ビル５階
債務者　北野　亜美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４５０号
愛知県大府市吉川町４丁目28番地
債務者　安保　勝寿
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４５１号
愛知県大府市吉川町４丁目28番地
債務者　安保江以子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５１５号
名古屋市中村区那古野１丁目41番２号　ベルビラ那古野406号
債務者　乙部　良重
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５２４号
名古屋市中川区中島新町１丁目1007番地　天水ハイツ101号
債務者　伊藤理恵子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５３０号
名古屋市北区中切町４丁目88番地の５　ハートイン中切町Ｃ棟３Ｂ号
債務者　敷根　信弘
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５７９号
名古屋市千種区内山３丁目29番11号　プロスパー第５ビル301号
債務者　百地　由次
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５８０号
愛知県北名古屋市九之坪東ノ川44番地３　コーポ加島102号
債務者　川本美惠子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１５号
三重県四日市市日永西３丁目９番22号　シティハイツ葵205
債務者　黒宮麻由子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
大津市大江３丁目17番２号　メゾン光101、前住所大津市昭和町11番15号
債務者　武部　一希
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０３号
大津市大江１丁目３番５－405号、前住所大津市大江６丁目26番11－104号
債務者　宮本　　睦（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２９号
滋賀県草津市笠山１丁目９番９－303号
債務者　小原　伸雄
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６１３号
滋賀県草津市野路９丁目４番３号
債務者　河村　典子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６４７号
滋賀県甲賀市水口町北脇191番地１　コテージ千秀502号
債務者　下中みどり
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７５号
滋賀県栗東市高野431番地２　レジデンス栗東201号室
債務者　大地真里子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　大津地方裁判所民事部